賃金労働委員会要項

（賃労委員会の任務）

第１条　賃労委員会の任務は次の通りです。

①職場の賃金改定及び新たな賃金体系を作成する場合に、協議をして取りまとめ、理事会に提案します。

②各職場より賃金及び労働条件についての意見を受け取り、協議をして取りまとめ、理事会に提案します。

②就業規則の変更について、協議をして取りまとめ、理事会に提案します。

③職場の福利厚生・労働環境の整備にについて、協議して取りまとめ、理事会に提出します。

④36 協定を協議、締結する場とします。

⑤ハラスメント相談窓口として、相談、調査、ヒアリングを行います。

（構成）

第２条　賃労委員は、理事長外７名とし、委員は理事会で決定します。

２　理事長は賃労委員会の責任者を兼務します。

３　副委員長は労働者側代表を兼務します。（36 協定　労働者側代表）

（会議）

第３条　会議は理事長が招集し、協議決定は多数決をもってします。

２　会議は、１ヶ月に１回を定例とします。ただし、必要な場合は、臨時に開くことが出来ます。

この要項は、令和４年 12 月 11 日から施行する。